

24年度川崎市母子家庭高等技能訓練促進費等事業 支給内容変更のお知らせ

24年4月以降の入学者を対象として、川崎市母子家庭高等技能訓練促進費等事業の支給金額が次のとおり変更になりました。また支給期間は3年が上限となります。

	平成23年までの入学者	平成24年度以降の入学者
支給金額	非課税世帯：141,000円 課税世帯：70,500円	非課税世帯：100,000円 課税世帯：70,500円
支給期間上限	なし	3年

自立を目指して2年制以上の養成機関に修学する母子家庭の方で資格の取得が見込まれる場合に支給されます。24年4月に看護師、准看護師、鍼灸あんま指圧マッサージ師等の養成校に入学した方が申請されました。詳細については母子福祉センターまでお問い合わせください。

☎044-733-1166